

## イギリスにおけるセンサス法の発展

安藤, 高行  
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3889>

---

出版情報 : 法政研究. 70 (4), pp.550-525, 2004-03-01. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## イギリスにおけるセンサス法の発展

安藤 高行

はじめに

### 1 センサス法制の変遷

(1) 1920年以前

(2) 1920年以後

### 2 調査票の回答、回収、およびチェックの方法

### 3 20世紀における調査事項の変遷

はじめに

筆者は「イギリスセンサス法概観—日本法との比較において」と題する論文<sup>(1)</sup>で、1991年と2001年（以下20世紀と21世紀の暦年については単に「91年」、「01年」というように表記する—ただし1901～3年についてはそのまま表記する）の各4月に実施された最新のイギリスのセンサスのあらましを紹介した。

それは具体的には現在のセンサスを基礎づけているCensus Act, 1920等の法律と、その下で作られた90年と00年の枢密院令、および規則を主たる手掛かりに、制度の概要、調査事項、調査票の回収方法、センサス情報の漏洩に対する処罰、等についてのべたものであるが、03年8月ロンドン大学高等法律研究所と同大学図書館でさらにCensus Act, 1920以前のかつてのセンサス法、および20年から80年に制定されたセンサスのための枢密院令と規則をみることができた（後にみるように20年以前にはセンサスのための枢密院令や規則は存在しない）。

それらを通観してみると、当然各々の間には共通するところもあるものの、やはり時代によって法の仕組み、調査事項、回答方法、あるいは調査票の回収方法、等に少しずつ差があり、期せずしてそれぞれの時代状況の一端を窺わせるものとなっている。そこで本稿ではこうしたイギリスのセンサス法の歴史をたどり、19世紀以降3世紀のイギリス社会の進展の様相の一面を垣間みることにしたい。

なお叙述の方法としては最初に19世紀以来のセンサス法制の変遷を概観し、次いで改めてそのうちの調査票の回答、回収、およびチェックの方法（後にみるようにこの三つは連動している）についての最近の新たな展開と、20世紀における調査事項の変遷を少しくわしくのべることにする。

また現在イギリス（＝連合王国）は周知のように、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの四つの地域に分かれているが、本稿でイギリスという場合はほとんどもっぱらイングランドの意であることを予め断っておきたい。

## 1 センサス法制の変遷

### (1) 1920年以前

前述のように現在のイギリスのセンサスは基本的にはCensus Act, 1920に基づいて行われているが、この法律が制定される以前は実はセンサスに関する恒久法は存在せず、センサスの度に、An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, and of the Increase or Diminution thereof, An Act for taking an Account of the Population of Great Britain, An Act for taking the Census of England, An Act for taking the Census of England and Wales, あるいはAn Act for taking the Census for Great Britain, 等と題された法律が制定されていた。したがって20年の前後では法制にかなりの違いがあるので、本章では20年を境に時期を二つに分けてのべることにする。

イギリスのセンサスは1801年に始まったが、前年にそのための法律が作られているので、この1800年法が最も古いセンサス法ということになる。しかし法律のタイ

トルにCensusという語が用いられるようになったのは実は1860年のそれからである。またこの頃から調査も現在のそれと類似するものとなったので、それ以前の法律については註で簡単にふれること<sup>(2)</sup>にして、ここではこの1860年法から説明すると、それは1861年4月7日にセンサスが行われること、調査の総括責任者は主要大臣の一人 (One of Her Majesty's Principal Secretaries of State) であること、この大臣が実施のための細則 (Forms and Instructionsと称されているが、全体をみると主としてInstructionsで細則が決められることになっている)を準備させること、調査票に対する回答責任者は世帯主 (Occupier of Dwelling House、あるいはHouseholderといわれている) であること、調査票の回収は調査員が各世帯を回り (from House to Houseという表現が用いられている) 行うこと、等を定めるとともに、調査票の内容等のセンサスのより本質的な事項については、次のように規定している。

先ず調査の実務は前述の大臣の下、登録庁長官 (Registrar General)、総括登録官 (Superintendent Registrar)、登録官 (Registrar of Births and Deaths)、調査員 (Enumerator) の順で構成されるスタッフにより担当されるが、調査票 (現在は form of returnといわれているが、当時はScheduleといわれていた—もともと60年まではform of returnと合せてScheduleという語も用いられており、完全にform of returnという語で統一されるようになったのは70年からである) は大臣の指示により、あるいは指示の下で準備される。

ただし調査票に盛り込まれる調査事項は大臣の裁量によるのではなく、法律本文に掲げられたことがらに関するものに限られる。その原文をそのまま写せば、Name, Sex, Age, Rank, Profession or Occupation, Condition, Relation to Head of Family, Birth-Place...and also whether any were blind, or deaf and dumbが調査の対象となることがらとされている。1890年以降の法律ではそれにno othersと付け加えられていて、それ以外のことがらを対象としてはならないことが明文で謳われているが、このような明文がなくても、上にのべたように当初から列举が限定列举の趣旨であることは法文上明確である。

なおConditionというののは後の法律に照らしてみると、婚姻状況の意であることが分かるが (1880年の法律からはCondition as to marriageと表現されている)、このようなことがらをより具体化した調査事項を記載した調査票が登録官によって配布

され、前述のように調査員によって回収されるのである。また調査員はその際記入に不備のある調査票については補正し、誤りがある場合は訂正するが、併せて受持区域内のひとが住んでいる家屋、建築中で未だひとが住んでいない家屋、および他のすべての空家の戸数を数えることとされている。いわばセンサスを利用して家屋の状況調査も行うというわけである（このことが以前から行われていたことについては註(2)でのべているとおりである）。

さらに回答を拒否したり、虚偽の回答をした世帯主は5ポンド以下20シリング以上を、また調査員の質問に答えなかったり、虚偽の答えをした者も同額を没収されることが定められているが、このように1860年法はかなり詳細にセンサスに関わる事項について規定するのである。

イギリスのセンサスは開始以来最後の数字が1となる暦年の4月（ただし1901年のみは3月31日）に行われ（このペースは20年以降もそのままである—もっとも21年のみは6月に行われ、また41年は戦争のため実施されていない）、そのための法律がその前年、すなわち最後の数字が0で終る暦年に作られたので（ただし1811年センサスについては同年に作られた）、1860年法以降、1870年法、1880年法、1890年法、1900年法、10年法という五つの法律があるが、それらの内容と発展を上で紹介した1860年法の内容に沿ってごく簡単にのべれば、以下のとおりである、

総括責任者は1870年法では同じく「主要大臣の一人」であるが、1880年法以降は1871年の地方行政庁法（The Local Government Board Act）により設けられた地方行政庁（Local Government Board）である。<sup>(3)</sup>ただ当初はこの大臣や地方行政庁がForms and Instructionsを準備させるものとされていたが、1900年法では地方行政庁の同意を得て、登録庁長官がそれを行うものとされており、実務責任者の役割が増大している。

調査に対する回答責任者は一貫して世帯主であり、また調査員が各戸を回って回収し、その際記入に不備があれば補正し、誤りがあれば訂正することも同様に一貫しているが、ただ配布については1900年法より従来の登録官に代って調査員が担当するように変更され、ここに被調査者に対しては最初から最後まで調査員が対面するという体制が確立された。

総括責任者の下、登録庁長官、総括登録官、登録官、調査員という順で調査の実

務スタッフが構成されること、調査員が併せて家屋数に関する調査を行うこと、調査票の準備は総括責任者の指示により、あるいは指示の下で行われることも10年法までは変わらないが（前述のようにForms and Instructionの作成については1900年法より、総括責任者から登録庁長官に担当が変わっているが、調査票の準備はその後も総括責任者の任務とされている）、調査票に盛り込まれることがらについては時代が進むにつれて少しずつ変化がみられる。

すなわち、1870年法では障害状況の調査の、blind, or deaf and dumbの次に、or imbecile or lunaticが加えられ、1890年法ではRankが削られる一方で、世帯の住居の部屋数（ただし5部屋以下の場合に限定されている）が追加され、1900年法では海外で生れた者につき、国籍が加えられている。さらに10年法では既婚者について、婚姻期間、その間に生れたこどもの数、およびそのうちで生存しているこどもの数が加えられ、部屋数の調査については5部屋以下の場合という限定がはずされ、すべての住居について部屋数が調査されることになった。徐々にではあるが、センサスの対象となることがらの範囲が拡大していく様が看取される。

罰則についても少しずつ変化があり、1870年法と1880年法では1860年法の場合と同様であるものの、1890年法では三つのケースのいずれも5ポンド以下とのみされ、下限がはずされるとともに、その性質が従来の没収 (forfeit) から、罰金 (fine) へと変えられた。さらに1900年法と10年法ではこの三つのケースのほかに、センサスのために雇用された者が雇用の過程で得た情報を法的権限もなしに他に伝達した (communicate) 場合は、1889年国家秘密保護法にいう公の信託 (official trust) 違反の罪に当たり、同法が適用されるとの規定が加えられた。ここに初めてセンサス情報の漏洩の処罰規定が設けられるにいたったわけであるが、これは被調査者のプライバシーの保護のためというよりも、その適用法が示すように、むしろ国家秘密の漏洩の防止という要請に基づくものと捉えられるべきであろう。

ともあれこうした展開を受けて恒久法たるCensus Act, 1920が作られることになる。

## (2) 1920年以後

Census Act, 1920 (以下単に「20年法」という) はそれまでの法律がセンサス日等の細かい事項まで定めていたのとは異なり、この法律の規定に従い、国王が枢密院令 (Order in Council) により、ときどき (from time to time) センサスがなされるよう指示することは合法的である、とし、その枢密院令でセンサス日等を定めることとしている第1条から明らかなように、一般原則のみを示して、細則は枢密院令 (このセンサスについて定めた枢密院令を The Census Order といっている) に委ねることにしている。さらに第3条はこの枢密院令を実施可能なものとするため、厚生大臣 (Minister of Health—ただし96年に財務大臣に権限が移譲されている) が規則 (Regulations—センサスについて定めた規則を The Census Regulations といっている) を制定するとしているので、20年法以降のイギリスセンサス法制は法律 (20年法)、枢密院令 (わが国の政令に相当する)、規則 (わが国の省令に相当する) という三層の法令により構成されることになる。なお第1条の文言からも明らかなように枢密院令と規則は恒久法ではなく、センサスの度に作られるが、その制定時期については20年法には特段の定めはないものの、これまで従来の法律制定の例を踏襲してセンサスの前年に作られている (ただし31年センサスについては当該年に作られており、また21年センサスについては註(11)で指摘するとおり、2年度に亘って三つの枢密院令が作られ、規則は当該年に作られている)。

このように20年以後はセンサス実施のための細則は枢密院令と規則と委ねられているが、ただ20年法は両者において定められるべき事項と、その制定手続きに対する国会の関与についてかなりくわしく規定している。

後者については後にみることにして、とりあえず前者についてのみのべれば、枢密院令では先にのべたセンサス日のほか、回答責任者と調査対象者、および調査事項が定められることとされている。ただし枢密院令に白紙委任されるわけではなく、センサス日については前のそれから少なくとも5年が経過した後でなければならないとされ (先にのべたように、実際には10年に1度、暦年の最後の数字が1になる年の4月に行われるのが例である)、調査事項についても本法の附則 (イギリス法でいう Schedule) でのべられていることがらに関する事項以外は回答を求めてはならな

いものとされている、

当然規則ではそれ以外の、あるいはそれ以下の事項について定めることとされ、例えばセンサスのための地区割やセンサス業務に従事する者の選任・任命、総括登録官等センサス業務に従事する者の任務、調査対象者から回答責任者への情報の提供、あるいは調査票の書式等が規則において定める事項として挙げられている。

そしてこのような法令に従いつつ、登録庁長官が実務の責任者として実施のため必要な手配をし、必要なすべてのことを行い、また必要なForms and Instructionsの準備をするものとされている。いい換えると20年以前は法律とForms and Instructionsによってセンサスが実施されていたのに対し、20年以後はそれまで法律で定められていた事項が、法律、枢密院令、および規則の三つに分けてくわしく規定され、それを受けてForms and Instructions等によりセンサスが実行されるという体制になったのである。

罰則についても変化があり、従来は総括登録官等がセンサス業務担当のスタッフであることや、世帯主が回答責任者であること等が法律本文で謳われていたため、罰則規定においても具体的に総括登録官等や世帯主が5ポンドを超えない罰金の対象とされていたが、前述のように20年法ではスタッフの構成や回答責任者については枢密院令で定めることとされたため、本法、枢密院令、規則に従うことを拒否する者とか、本法の下で作られた枢密院令や規則によって義務を負う者で、その義務を果たさない者、とかが処罰の対象とされるという形になっている。なお処罰の対象となる具体的行為は20年法でも20年以前の法律の場合とほぼ同じであるが、罰金の額は10ポンドを超えない額に改められている。

またセンサス情報の漏洩の処罰については、従来は前述のようにセンサス業務に雇用された者が雇用の過程で得た情報を法的な権限もなしにcommunicateした場合と定められていたが、20年法ではpublish or communicateした場合、と、処罰対象行為が拡げられ、対象者も、本法に違反して漏洩されたことを知りながら情報を保有する者も含むことになった。センサス業務とは関係ない私人の二次的な漏洩行為も対象となったわけであるが、併せて刑罰も軽罪として、有罪決定に基づき2年を超えない期間の重労働刑付き、あるいはそれなしの投獄、あるいは罰金、あるいは併科と改められた。またこのように法自体において刑罰が規定されたため、当然

国家秘密保護法の適用を謳う条項もない。

ただしこの20年法のセンサス情報漏洩処罰規定の部分はその後Census (Confidentiality) Act 1991 (以下「91年法」という) によって改正され、登録庁長官やそのコントロールの下にある者、あるいは登録庁長官にサービスを提供する者であつて、「センサス個人情報」(personal census information) を他人に漏洩した者、および本法に違反して漏洩されたことを知っている「センサス個人情報」を他人に漏洩した者は、陪審によらない有罪判決に基づいて6か月を超えない期間の投獄、または罰金、または併科、あるいは正式起訴状(indictment—陪審審理による)に基づく有罪決定により、2年を超えない期間の投獄、または罰金、または併科という刑罰を受けることになった。

91年法では20年法の、publish or communicateという語の代りに端的にdiscloseという語が用いられていることや、その漏洩が処罰の対象となる情報が20年法ではany informationとなっていたのに対し、91年法では前述のようにpersonal census information (「識別可能なひと、あるいは世帯に関するセンサス情報」と定義されている) となっていることが目につくが、後者の情報の限定的定義には、処罰がプライバシー保護のためのものであることを明確にする趣旨もあるであろう<sup>(5)</sup>。

なお20年法では前述のように、センサス業務のため雇われた者(a person employed in taking a census) が、雇用の過程で得た情報(any information acquired by him in the course of his employment) をpublish or communicateした行為と、法に違反して漏洩されたことを知りながら情報を保有している者がした同じ行為が処罰の対象とされていたが、この条文からすれば、センサス業務のため雇われたわけではないが、統計に関する業務の遂行上センサスのデータにふれる機会をもった公務員がそれを漏洩した場合は対象外とせざるを得なかった。そのためこの隙間はあらゆる国家秘密の漏洩を包括的に処罰する1911年国家秘密保護法第2条で埋められるものとされていた。ところがこの第2条が1989年改正法によって廃止され<sup>(6)</sup>、その結果センサス法自体によってこうしたケースに対処せざるを得なくなったため、91年法が制定されたのであるが、上にのべたように、このような経過を受けて、91年法ではセンサスのための雇用という要件がはずされ、単に登録庁長官のコントロールの下にある者、あるいは登録庁長官にサービスを提供する者、と、処罰の対

象となる者の範囲が拡げられているのである。

なお関連して付言すると、この91年法では善意で行動している公務員を犯罪者とし、しないとの趣旨の下、センサス個人情報の漏洩に対する処罰規定のなかに抗弁 (defence) 制度が盛り込まれ、漏洩の罪に問われた者が、合法的な権能をもって行動していると信じたか、あるいは当該情報はセンサス個人情報ではないと信じていたこと、およびそうでないと信じる合理的理由がなかったことを立証すれば、それは抗弁になる旨が定められている。従来よりイギリスでは国家秘密情報の漏洩に関わる法制についての議論のなかで、公益のための漏洩等については免責を認める抗弁制度の必要が主張されることが間々あったが、それがセンサス法制において実現されたわけである。<sup>(7)</sup>

以上20年法の骨格を簡単に紹介したが、次いで少し角度を変えて、同法の二つの特色をのべて、20年法以後のセンサス法制の全体像をより明らかにすることにした。

一つはAn Act to make provision for the taking from time to time of a Census for Great Britain or any area therein and for otherwise obtaining Statistical Information with respect to the Population of Great Britainというそのフルタイトルが示すように、センサスが広く国民の生活に関する統計情報を得る機会と位置づけられていることである。従来はこのフルタイトルの前半部分のみがタイトルとされていたが、20年法は後半部分を加えることによって、従来よりもっと多くの事項が調査事項とされる可能性を示唆しているのである。

そしてこのことと連動して、附則で定められている(註(2)でものべているように、1840年法以降は法律本文で調査できることがらを限定的に列挙するのが例であったが、20年法では本文ではなく、附則において列挙している) 調査の対象となることからも、その範囲が大きく拡大されている。すなわちそのまま原文で示すと、1. Names, sex, age. 2. Occupation, profession, trade or employment. 3. Nationality, birthplace, race, language. 4. Place of abode and character of dwelling. 5. Condition as to marriage, relation to head of family, issue born in marriage, と定められ、ここまででも従来より幾分広いが、さらに6が設けられて、Any other matters with respect to which it is desirable to obtain statistical information

with a view to ascertaining the social or civil condition of the population, と定められ、必要に応じて広範なことがらについて調査できる法的根拠が設けられたのである。その後Census (Amendment) Act 2000 (以下「00年法」という)により、5の次に5 Aを入れ、Religionを加えることとされたので、現在はさらに範囲が拡大されているが、<sup>(8)</sup>以上のことはわが国のセンサス法制と大きく異なるイギリスの法制の特色である。

わが国の場合、国勢調査は、法律（統計法）、政令（国勢調査令）、府令（国勢調査規則）という三段階の法令によって実施されているので、外観はイギリス法制と類似しているものの、統計法では実は国勢調査については僅かしか規定されておらず、ほとんどは国勢調査令と国勢調査規則に委ねられているという違いがあるが、さらに国勢調査の位置づけに差があるため、その調査事項にもイギリスとはかなりの違いがある<sup>(9)</sup>のである。

すなわち統計法は第2条で、「この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう」と定め、それを受けて第4条で、「政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。…」と定めているが（因みに統計法の直接国勢調査に関する部分はこの定義の条項のみである）、このように「人口に関する全数調査」という、いささか窮屈な狭い定義をしているため、調査の対象となることがらの範囲も抑制的である。具体的な定めは国勢調査令第5条によってなされるが、実施年によって多少の変動はあるものの、大雑把に言えばわが国の国勢調査はイギリスの10年法が掲げることがら、あるいは20年法の附則の第5パラグラフまでのことがらの範囲にとどまるといえよう。こうしてイギリスの場合はセンサスはかなりトータルな国民の家庭・家族、教育、保有する教育上あるいは職業上の資格、民族、職業、健康、住宅、等に関する立入った調査であるのに対し、わが国の場合は国民生活のごく一部を外形的に捉える調査であるという違いが生じるのである。

第2の特色は第1のそれとも関連するが、枢密院令と規則の制定に国会の関与が認められることである。具体的にいうと枢密院令についてはその草案は20日を下ら

ない期間両院に提示され、この期間終了前にどちらかの院が草案、あるいはその一部に反対である旨を国王に奏上したら、枢密院令の制定手続きは中止されることが謳われ（ただし新しい草案の作成まで妨げられるわけではないことはもちろんである）、規則についても制定後できるだけ速やかに両院に提出されるべきことと、提出後20日以内にどちらかの院が国王に対し規則が廃止されるべきことを求めたら、国王は枢密院に諮ってそうすることができることが定められているのである。

いずれもわが国では現在のところ到底考えられない制度であるが、センサスに関する立法の多くを枢密院令と規則に委任しつつ、それが委任の趣旨を逸脱しないようチェックする（実質的にはその成否を決定できる）手段を準備しておくというわけである。

しかもチェック手段はこれにとどまらず、枢密院令で附則の第6パラグラフでべられていることから（国民の社会的あるいは市民的状况を確認するため統計情報を得ることが望ましいその他のことから）に関して調査事項を決めた場合は、枢密院令のその部分は両院の決議による賛成がない限り効力をもたないとも定められている。実はこの決議による承認の部分は20年法の当初案にはなかったのであるが、下院の審議で、第6パラグラフは余りに漠然としており、ときの政府に国民の私生活に介入する広範な権限を与えて、たとえば指紋の採取にいたるおそれもあるなど、濫用の危険性が強く指摘されたため、このような規定が加えられたのである。<sup>(10)</sup>

こうして枢密院令はその全体について国会の一般的チェックを受けるとともに、その一部についてはそれにとどまらず、国会の決議による承認が成立要件とされているのである。こういう国会の関与のシステムは調査事項の不当な拡大を防止する有効な方策として、今後わが国の法制にとっても一つの参考となるであろう。

以上20年法のあらましとその特色についてのべたが、次いで2と3でその下での、調査票の記入と回収、および調査事項等の実際の調査に関わる問題についてのべることにする。

## 2 調査票の回答、回収、およびチェックの方法

世帯に配布された調査票の記入責任者について00年の枢密院令は persons by

whom the returns are to be madeと題した章で、世帯においてはhouseholder or joint householders, or the person or persons for the time being acting as householder or joint householders of that householdとし、もしこれらの者が存在しない場合にはセンサス日に16歳ないしそれ以上である世帯のmembersが、世帯の各構成員に関して回答するとしている。

これはそれ以前の枢密院令をも一貫する定めであるが（ただし00年以前の枢密院令ではhouseholderの代りにhead of that householdという表現が用いられている）、これに歩調を合せて00年の規則も調査員は調査票をhouseholder or joint householders, or the person or persons for the time being acting as householder or joint householdersに配布し、もしこれらの者が存在しない場合にはセンサス日に16歳ないしそれ以上のa member of that householdに配布するとしている。

さらにまた調査票の表題紙に記されたセンサスの説明や記入上の注意の宛先も同様にhouseholder, joint householders or members of the householdとなっている。

こうして世帯主、あるいはそれに代る者（以下「世帯主等」という）が調査票を受取り、自らと世帯の構成員について調査事項に対する回答を記入することになるが（世帯構成員は世帯主等に対し、回答に必要な資料を提供する義務があることも規定されている）、このような仕組みからすれば、当然そのままでは世帯の各構成員の調査事項に係る事情はすべて世帯主等の知るところとなるわけである。

もちろんこのことに世帯構成員がこだわらなければ、とくに問題が生じることもないといえるが、世帯構成員がプライバシーを守ため、調査事項についての自らの事情を世帯主等に知られたくないと望むことは当然あり得る。このことは世帯構成員が世帯主等の家族・親族の場合でも生じ得るし、ましてやそのような関係がない場合はなおさらである（調査票をみると、世帯の定義は、「同じ住所で家庭生活をともにしている—すなわち一つの居間を共有するか、少なくとも1日に1回食事をともにしている（必ずしも血縁関係はない）ひとびとのグループ」となっている）。

枢密院令や規則をみると、すでに20年法スタート時から実際にもこうした希望があり、またそれに応えるべき必要性が認識されていたことが分かる。すなわち20年の枢密院令や21年の規則をみると、21年センサス日に成年であって、単独で回答したいと思う者は世帯用とは別の調査票（separate form）を調査員に請求することが

できるとされ、その後この制度は一貫して維持されているのである（ただし要件についてはセンサス日に16歳ないしそれ以上の者とされるようになった）。なお60年まではこうした回答方法はconfidential returnと表現されていたが、70年にはそれがpersonal returnと呼称変更され、80年以降はさらにindividual returnと変更されて現在にいたっている。

このように世帯構成員の世帯内でのプライバシー保護のための方策が講じられているのであるが、枢密院令や規則を詳細にみると、さらにこうした個別回答の導入は個別調査票の回収（＝提出）や調査員による記入漏れ等のチェックの方法にも変化をもたらし、そのことはまたひいては世帯用の調査票の回収やチェックの方法の変化とも連動していることが見て取れる。

もっとも70年までの枢密院令や規則はこれらのことにつき特段の工夫はせず、調査員はセンサス日の翌日、あるいはその後の合理的に可能な限り早い日に、配布したすべての調査票を回収すべきこと、および回収した調査票をチェックして記入が適切かつ完全であるかどうかを確認すべきことのみを定めているが（もっとも50年規則や60年規則の定める調査票をみると、その注意事項の一つとして調査票の提出者は希望すればカバーして—under cover—それを提出することができるとされていて、提出について一定のプライバシー保護のための工夫はすでになされているが、次にみるようなそれ以上の配慮は未だなされていない）、80年の規則になると（枢密院令は個別回答も可能であることのみを規定し、それ以外の個別回答に関する詳細はすべて規則で定められている）、それが次のように変更されているのである。

すなわち個別調査票を申請された調査員はそれと合せて封筒を申請者に渡し、申請者は回答を記入し終わると調査票をこの封筒に入れて回収時に提出するものとされているのである。回収は調査員が世帯を訪問して調査票を直接受取るという伝統的なやり方で行われるから、こうした封入提出の方策を講じないと、折角個別調査票に記入しても、回収時に不在の場合等には結局世帯主等がそれを提出することにもなりかねず、そのため回答内容を見られてしまうおそれがあることを考慮して、こうした提出方法に改められたわけである。

ところがこのようなプライバシー保護の強化は世帯主等に対してのみならず、調査員に対してもはかられており、調査員は封筒を開けて個別調査票の記入が適切か

つ完全であるかどうかを確認するとされてはいるものの、個別回答者がそれを拒否すれば、自らは開けずにセンサス官 (census officer—センサス業務担当者は近年は実務責任者である登録庁長官の下、census supervisor, census officer, assistant census officer, enumeratorの順で任命されることになっており、そのうちcensus officerは各調査区—enumeration district—のいくつかをまとめたセンサス区—census district—の責任者である) にそれを渡し、後者がチェック作業を行うものとしている。

わが国でも顔見知りの調査員に事情を知られたくないという心理があり、周知のようにそのために調査票の封入提出が認められ、また封入の方法についてもさまざまな工夫が施されているが、イギリスでも個別調査票の扱いについて世帯主等に対する心理への配慮に加えて、こうした調査員に対する心理への配慮もなされているのである。

ただ個別調査票の場合はプライバシー擁護の一次的な相手は前述のように世帯主等であり、場合によっては調査員も相手になると考えられるため、提出の方法としては、世帯主等に見られることのないよう必ず封入とされながら、調査員による開封・チェックについてはとくにその旨の意思表示がある場合に限って禁止という、回答者の選択制にされているが、これが世帯用の調査票になると、同じ封入提出でもシステムが異なることになる。

80年の規則をみると、世帯主等は調査員に封筒を請求し、調査票をそれに入れて提出することができるかとされているが(それ以前にはこの種の規定はない)、この場合は調査員はそれを開封することはできず、そのままセンサス官に引渡すべきものとされているのである。すなわちこの場合は封入提出は世帯主等の選択制、調査員による開封・チェックは絶対禁止となっており、いわば個別調査票のケースとは逆である。

いうまでもなく世帯用の調査票の封入提出は個別調査票の場合と異なり、何よりも調査員に対して世帯構成員のプライバシーを守るためであることから、このような違いが生じるわけであるが、ともあれこうしてみると80年頃から、センサスにおけるプライバシーの保護の意識が高まってきたことが分かる。

90年の規則でも同様に定められているが、ただ00年の規則になると、提出方法自

体が従来の調査員による回収方式から郵送方式へと根本的に変わったため、こうした80年と90年のシステムにも次のような変化が生じている。

まず調査員は調査票配布時に調査票と合せて受取人料金払い封筒を配り、また個別回答希望者には従前と同様そのための調査票と封入用封筒を配るよう定められている。その後個別回答希望者は記入を終えた調査票を封入して世帯主等に渡し、世帯主等は世帯用の調査票と合せてそれを受取人料金払い封筒で郵送するが、それぞれの調査票についてはセンサス地区マネージャー (census district manager) (00年規則ではセンサス担当者の役職は登録庁長官の下、census regional manager, census area manager, census district manager, census team leader, census enumerator, と以前よりも細分化されている) が開封・チェックをすることとされている (郵送の受取人もセンサス地区マネージャーになっている)。

したがって00年規則では、従来封入されていない世帯用の調査票と封入個別調査票のうち当事者が拒否の意思を示さなかったもののチェックを行う等、提出後も調査票に深く関わっていた調査員の役割は大きく減じられ、それは主として調査票の配布とその際の表題紙への世帯のアドレス等の書き込み、および未返送者に対する調査事項についての聞き取りに従事するポストになったのである。

こうして被調査者の顔見知りの調査員に対するプライバシーの保護は調査票の提出方法の変更に伴って一層強化されたわけであるが、今後このような提出方法の変更が定着するかどうか、すなわち高い返送率が確保できるかどうか注目されるころである。

### 3 20世紀における調査事項の変遷

これまでののべてきたように、20年以降のセンサスではどのような事項について回答を求めるかに関しては先ず20年法の附則でその枠が決められている。そしてその第1パラグラフから第6パラグラフまでに掲げられたことがらについて、枢密院令 (実際にはその附則) と規則で実施可能なようより敷衍して規定するのである。例えば20年法の附則の第5パラグラフの「婚姻に関する状況」 (Condition as to marriage) についていうと、00年枢密院令附則2第6項はそれを具体化して、

Whether single, married, widowed, divorced or seperated, and if married whether first or subsequent subsisting marriageについて回答を求めるとし、次いでさらにその他の事項とともにそれを質問形式にした調査票が規則により定められるのである。

因みに00年規則がこのような枢密院令の規定を受けて定めた調査票の婚姻に関する状況についての質問の部分は、What is your marital status (on 29 April 2001)? というタイトルの下、Single (never married), Married (first marriage), Remarried, Seperated (but still legally married), Divorced, Widowedの選択肢を示して、そのいずれかをチェックさせるという形式になっているが、こうした事情のため、イギリスの20年以降のセンサスの実際の調査事項をくわしく知ろうと思えば、枢密院令と規則（とくに枢密院令）をみる必要がある。

それらを通観してみると、80年枢密院令あたりから、ほぼ00年の枢密院令の調査事項と同様になっていることが分かり、2でみたプライバシー保護のための措置が80年より定められていることと併せて、この頃からイギリスのセンサスが現在のよ様な形に整備されるにいたったことが窺える（むろん80年以降でも細かい変更はあるが、以下ではそうした相違にはふれない）。

本章では先ずこのように最近4半世紀の間に一応の完成をみた調査事項を00年枢密院令附則2によって説明し、次いでそれを念頭に置きながら20年法下の最初の枢密院令である20年枢密院令の定める調査事項についてのべ、またその間約80年の変遷を簡単にたどることにする。

なおどの年のものであれ、枢密院令の調査事項の定めは必ずしも一本化されているわけではなく、イングランド、ウェールズ、スコットランド、等の地域の違い、あるいは住宅、ホテル、病院、船舶、等の居住場所の違いによって異なることもあるが、ここでは地域としては冒頭にも述べたように、イングランドを例にとり、ここでの、通常の住宅に複数人が居住している一般の世帯（private householdとか、単にhouseholdとかいわれている）の場合について説明することにする。

00年枢密院令附則2によると、このケースでは調査事項として27項目が定められており、うち18項目が世帯ないし個々の世帯構成員に対する調査（もっとも後にみるように第9項は実際には二つに分かれているから、厳密にいうと、19項目という

べきであろう)、残りが現に居住している住宅に関する調査である。

最初から順次みていくと、第1項は世帯構成員全員の姓名、第2項が世帯主に対する他の構成員の関係(規則の定める調査票をみると、わが国同様できるだけ書込み回答を避け、チェック方式にすることが意図されており、ここでもhusband or wife, son or daughter等の選択肢が示されていて、ただ該当の箇所をチェックすればよいだけの仕組みになっている。なおhusband or wifeの次にpartnerという選択肢が置かれ—90年規則ではliving together as a couple—、さらにstep-childやstep-mother or step-fatherという選択肢も設けられている)の調査の規定であり、いわば世帯構成員一覧表の提示の求めともいうべきものである。

第3項以下が本格的な個々の世帯構成員についての調査であり、第3項は個別に改めて調査対象者の姓名の記入を求め、第4、5項がそれぞれにつき性別、および誕生日を調査することを定めている。

第6項は先に例として挙げた未婚、既婚等の婚姻状況の調査であるが、その際示したように、未婚、既婚、死別、離別のいずれかのみを問うわが国と比べてかなり立ち入った調査が行われている。後にみるように80年以前は形はやや異なるが、婚姻に関わる調査はわれわれからみると過度とも思えるほどさらにくわしく行われており、彼我のプライバシー概念の相違すら感じさせられる。

第7項はフルタイム教育の生徒・学生であるか、もしそうであるならば学期中調査がされたアドレス(調査員は調査票を配布するとき、世帯主等の名前とともに郵便番号も含めたフルアドレスを調査票の表題紙に書込むようになっている)に居住しているか否かの調査の規定である。

第8項は出生国の調査の定めで、調査票ではイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、アイルランド共和国、その他、のいずれかをチェックし、その他の場合はその現在の国名を記入することとなっている。

第9項は80年の枢密院令ではなく、90年の枢密院令から新たに加えられた事項についての定めで、エスニック・グループの調査を規定している。枢密院令の原文をそのまま掲げると、As regards ethnic group, whether—(a) White (and whether British, Irish, or any other White background if so stating which), (b) Mixed (and whether White and Black Caribbean, White and Black African, White and

Asian, or any other Mixed background if so stating which), (c) Asian or Asian British (and whether Indian, Pakistani, Bangladeshi, or any other Asian background if so stating which), (d) Black or Black British (and whether Caribbean, African, or any other Black background if so stating which), or (e) Chinese or other ethnic group (and whether Chinese, or any other if so stating which), となっているが、婚姻状況の調査と同じように、このような調査もわが国ではまず考えられないところであろう。

この後の第9 A項で、00年法により新たに20年法の附則に加えられた宗教に関する調査が規定され、(a) None, (b) Christian, (c) Buddhist, (d) Hindu, (e) Jewish, (f) Muslim, (g) Sikh, or (h) any other religion, if so stating which, が選択肢として示されている。ただ00年法の当初案では、宗教についても他の事項の場合と同様、回答を拒否したり、無視したりしたときは処罰の対象となるものとされていたところ、上院で修正がなされ、宗教に関しては回答の拒否等は処罰されないことになり、宗教についての調査への対応はいわばvoluntaryあるいはoptionalなものとなったため、調査票でも質問の冒頭、この宗教に関する問いに答えることは任意である旨が注記されている。

第10、11、12項は、それぞれ過去12か月の健康状態に関するもので、良好であったか、まあまあ (fairly good) であったか、あるいはよくなかったか、長期の身体的、精神的な不健康、身体障害、あるいは老齢に係る問題を抱えている家族、友人、隣人、あるいは他人に介護、援助、サポートをしたか否か (イエスの場合は週当たりのその時間数)、および日々の活動や仕事を制約する長期の病気、健康問題、身体障害に悩んでいるか否か、を問うことを定めた規定であり、一部は介護に関する事項を含みつつ、心身の健康や障害に関わる事項の調査を定めるものである。ただし(1)でみたように、20年以前の法律は心身の障害についてきわめてダイレクトな調査の規定を置いていたが、それに比べると近年の調査は一般的なものになっている(なお20年以降80年枢密院令までは心身の健康や障害に関する調査は規定されていない)。

第13項はセンサス日の1年前の住所の調査の規定であり、人口の移動状況の把握ということであろう。

ここまではわれわれからすれば随分とプライバシーに立入ったと思われる調査事項もあるものの、回答そのものは比較的簡単になし得る事項が並んでいるが、第14項以下ではいささか複雑な調査事項が規定されている。

すなわち第14項は16歳（イギリスの現行制度では5歳で小学校に入学し、その後小学6年、中学5年、計11年が義務教育期間になっているので、16歳というのは義務教育終了年齢の意である）以上75歳以下の者に対する、取得したacademic and vocational qualificationsのレベル、および教師、医師、歯科医師、看護師、助産師、巡回保健師、その他のプロフェッショナルな資格の取得の有無の調査の規定である。

調査票ではこの調査事項がさらに細かく具体化され、academic qualificationsについては中学最終学年で受験するGCSE (General Certificate of Secondary Education) テスト、その前身であるCSE (Certificate of Secondary Education) テストとOレベル (Ordinary Level) テスト、および高校1年で受験するAS (Advanced Subsidiary) テストと高校2年（イギリスでは大学入学前の最終学年）で受験するAレベル (Advanced Level) テスト、など、各種テストの合格科目数やその成績内容が細かく分類されて提示され、そのいずれかをチェックする仕組みになっている（これらの試験成績は大学入試のための基本資料となるが—Aレベルテストはとくにそうである—、またいわば国による一種の学力検定試験の性格があり、わが国の入学試験等の成績と異なって、そのひとの生涯の資格となるのである）。高等教育修了についても、学士、修士、博士、等の学位が具体的に示されて、各人が所有する資格をチェックすることになっている。

同様にvocational qualificationsについても、調査票ではビジネスや工学などの分野の技術や知識を実地観察と口頭試問によりテストし、5段階で評価するNVQ (National Vocational Qualifications—国家職業資格) 等の公的職業資格の有無やその等級が問われている。

次の3項は就業状況調査であるが、これもかなり細かく定められている。すなわち第15項は16歳以上75歳以下の者について、センサス日の前の週に従業員、自営、フリーランサーなどとして労働したか否か、あるいは政府支援の職業訓練を受けていたか否かを尋ねることを定め、第16項は第15項について、否、すなわち失業ないし無職の状態であった場合、センサス日の前の4週間有給の仕事を積極的に探した

か、もしセンサス日の前の週に仕事が見つかったならば、2週間以内にそれを始めることができたか、センサス日の前の週の間すでに見つけた仕事を始めるために待機中であったか、センサス日の前の週の間、引退、学生、家事や家族の世話に従事、永続的な病気あるいは身体障害のいずれかの状態であったか、あるいはそのいずれでもなかったか、これまでに働いたことがあるか、あるとすれば最後に働いた年はいつか、等を調査することを定めている。要するに第15項はセンサス当時労働をしていたか、あるいは失業ないし無職の状態にあったかを調査し、第16項は後者の場合について、その労働意欲や労働していない理由を調査しようとしているのである。

第17項と第18項はまとめていうと、16歳以上75歳以下の就業者、あるいは就業経験者に対し、センサス日の前の週にしていた主な仕事、あるいはかつての主な仕事について、従業員、従業員を雇っている自営、従業員なしの自営、あるいはフリーランサーの別、職場の同僚従業員数、あるいは雇用従業員数、主な仕事のフルタイトル、主な仕事における作業内容、主な仕事先のフルネーム・アドレス、通常の通勤方法、主な仕事における週当たりの通常の労働時間、等の調査を定めている。こうして第15項から第18項までは、賃金や収入を除いたひとの労働や営業についてのきわめて立入った調査を定めているのである。

以上で世帯ないし世帯構成員に関する事項は終り、次いで世帯の居住する住宅に関する調査の規定が置かれている。先ず第19項は世帯の住居が独立家屋、アパート、あるいはキャラバンその他の移動式ないし仮設の住宅のいずれであるかを調査することとし、第20項はその世帯の住宅が自己充足的(「台所、浴室、トイレを含む全室が当該世帯のみが利用できるドアの背後にあることを意味する」と調査票で解説されている)であるか否かについて調査することを規定している。

さらに第21項は浴室、トイレ、ホール、踊り場、物置場としてのみ利用されている部屋を除いた世帯専用の部屋数、第22項は世帯専用のバスないしシャワー、およびトイレがあるか否か、第23項は世帯の住居の最も低い床のレベル(地下、1階、2階、等)、第24項はセントラル・ヒーティングの設備があるか否か、の調査について規定している。これらはいわば住宅のアメニティ度を調べようとするものであろう。

第25項はいささか住宅に関する調査から離れて、世帯構成員が所有する、あるいは利用することのできる車の台数調査の規定であるが、第26項と27項は再び住宅に関する調査に戻り、それぞれ持ち家、賃貸等の別、および賃貸の場合の貸主のタイプ（自治体、私人、雇用主、親類、友人等の選択肢が示してある）を調べることを定めている。

全体的にみると、民族、教育・職業上の資格・業績、就業状況、住宅、等に関する事項の定めが多いのが目を惹くが、それは差別の解消、教育、雇用、福祉、住宅、等が現代の中央・地方政府の重要行政事項になっていることを反映するものであろう。

他方20年枢密院令は調査事項を15項目定めている。

それを順に並べると、1. 姓名、2. 世帯主に対する関係、3. 性別、4. 年齢（何歳何か月まで書くことになっている）、5. 独身・既婚・寡婦・離別の別、6. 職業、7. フルタイムないしパートタイムの学生であるか否か、8. 勤務場所（アドレス等）、9. 雇用者・被雇用者・自営の別、10. 被雇用者である場合、現在雇用されているか否か、および現在あるいはかつての雇用者の名前や業種等、11. 出生地（イギリス内の場合はその県市町村名、イギリス外の場合は国・州名等）、12. イギリス外で生れた場合はビジターとして滞在しているのか、居住者であるのかの別、および生来のイギリス国民、帰化によるイギリス国民、外国籍の別（外国籍の場合はその国籍）、13. 個別回答をした者が使っている部屋数（規則によると調査員は調査票配布のため世帯を訪れたとき、世帯主に部屋数を尋ね、配布前にその数字を調査票に書込むこととされているので、全体の部屋数のうち個別回答者が使っている部屋の数ということになる）、14. 結婚している者・寡夫(婦)の16歳以下のこどもの数と年齢、15. 15歳以下のものについて、両親が健在・母死亡・父死亡・両親とも死亡、の別である。

一見して明らかなように、上に説明した00年枢密院令の例に比べると項目数が少いだけでなく、それぞれの内容もかなり簡潔であるが、そのなかでは職業と家族・家庭事項に関する調査が比較的くわしいのが目につく。職業については6の原文をそのまま引用すると、Profession, trade, manufacture, service or other occupation, stating precise branch, and whether still engaged therein, or retired: and if occupied in trade or manufacture, the particular kind of work done, of material

worked in and of article, if any, made or dealt inとなっているし、8、9、10も関連する調査である（ただし00年枢密院令の場合は職業調査と併せて就業状況調査の性質も強くもっているが、20年枢密院令の場合はそれほど立入った調査は規定されていない）。

また家族・家庭関係については独身・既婚・死別・離別という婚姻関係の他に上述のように、こどもの数と年齢、父母の生死等も調査されることになっているのである。

なお姓名、世帯主との関係、性別、年齢、既婚・未婚等の別、在学中か否か、出生地、等は、年齢の調査が誕生日のそれになり、出生地の調査が出生国のそれになったような、若干の変化はあるが、現在まで続く調査事項であり、いわば基本的調査事項ともいうべきものである。

その後の変遷をみると、31年の枢密院令はほとんど変化はないが、ただusual residenceとして、住所の調査が加えられており、これもその後基本的調査事項の一つとなっている。

すでにのべたように41年は戦争のためセンサスは行われていないので、次の枢密院令は51年センサスのための50年のそれであるが、他の事項については住宅についてトイレやバス等が他世帯と共用か、あるいは当該世帯のみの専用かが加えられている程度で、さしたる変化がないのに対し、婚姻に関する調査がかなり詳細になっているのが目につく。

すなわち独身・既婚・死別・離別の別という従来の調査に加えて、50歳以下の既婚女性について、現在の結婚がスタートした年と月、1回以上の結婚歴があるか、もしあるとすれば最初の結婚がスタートした年と月、を調査し、さらに結婚生活で生れたこどもの数と過去1年間に出産したことがあるか否かも調査するものとされている。

こうした結婚の年・月や回数の調査にどのような意義があるのか、あるいはどのような効果が期待されているのか、筆者には必ずしも分明ではないが、60年枢密院令でも、既婚女性、あるいは結婚経験のある女性に対して（年齢の限定はなくなっている）、1回以上の結婚の経験があるか否か、最初の、あるいは唯一の結婚がスタートしたdate、もしその結婚が終っているならば、その終ったdate、現在の結婚がス

スタートしたdate(1回以上の結婚歴がある場合)、1年以内の出産の経験、を調査するものとされている。

なおこの時にはまたトイレ、バス、台所設備等の共用、専用の別の調査に加えて、住宅が一つの住宅のみを含む建物のなかにあるのか、二つ以上の住宅を含む建物のなかにあるのか(前者の場合はさらに全体が住宅であるのか、そうでないのかも問われている)、住宅の所有、占有の形態(持ち家、賃貸等—賃貸の場合は貸主も問われている)も問われ、また職業に関する調査もよりくわしくなっている。さらにまたscienceやtechnologyに関する資格の調査も加えられるなど、次第に住宅、雇用、教育、資格、等の分野がセンサスの前面に出始めた様が窺える。

70年枢密院令でも女性の婚姻に関する調査は続いているが、60歳以下の既婚ないし結婚の経験のある女性について、結婚によって生れた子どもの数とそれぞれの子どもの誕生の年と月、最初の、あるいは唯一の結婚がスタートした年と月、もしその結婚が終っているのなら、その終った年と月、という風に前回より簡単になり、代ってAレベルの教育修了一般試験(General Certificate of Education at Advanced Level)等の教育上の資格の取得、18歳以上の者に対するacademic, professional or vocational qualificationsとその対象であるテーマ、玄関、階段、部屋等に他世帯との共用の部分があるか否か、および車の所有台数、等、教育や住宅、あるいは資格等に関する事項がさらに増えて、住宅、雇用、教育、資格等に調査の重点がシフトしていく様子が一層顕著になっている。

そしてこうした経緯を受けて80年枢密院令では最早既婚女性もしくは結婚経験のある女性に対する上述のような調査は廃止される一方、例えば職業に関する調査は一層詳細になり、さらにその後健康・介護、民族、あるいは宗教についての調査が新たに始められるとともに、住宅、雇用、教育、資格、等に関する調査の一層の徹底が図られて、本章冒頭にのべたような状況にいたっているのである。

こうしてみると、繰り返していえば、イギリスではセンサスは当初は基本的調査事項の他には職種や出生・国籍、家族・婚姻関係等の事項を調査する機会であったのに対し、時代が進むにつれて、教育、雇用、資格、住宅、健康・福祉といった、ひとの社会生活や生活のアメニティに関する事項の調査の機会へと移っていったといえよう。それはいうまでもなく、これも繰り返していえば、現代においてはこれ

らの分野における行政の役割がかつてに比べて飛躍的に増大したことの反映であるが、同様の役割が行政に期待されながら、イギリスと異なり依然きわめて抑制的に調査事項を設定しているわが国のセンサス制度のあり方についても、イギリスのセンサスのこうした変遷は一つの重要な検討材料を提供するものといえよう。

註

- (1) 季刊行政管理研究102号11頁以下（以下本稿については「拙稿」という）。
- (2) 1860年以前の法律のうち前半の1800年、1811年、1820年の三つの法律はほぼ同じ内容を規定している（センサスが1801年の第1回以来10年置きに行われてきたことについては本文ですぐ次にのべているとおりである）。

すなわち民生委員（Overseers of the Poor）や聖職者等が調査を担当することとされ、調査の内容はそれぞれの担当地域の、ひとが住んでいる住宅の数（その住宅に何家族が住んでいるかも含めて）、建築中で未だひとが住んでいない住宅の数、ひとが住んでいない住宅の数、農業に従事する家族数と商業に従事する家族数、およびそのいずれにも属さない家族数、男女別の人口数、洗礼を受けた者と埋葬された者の数、婚姻の数、等である。また回答の拒否と調査担当者の故意の職務の懈怠については、5ポンド以下40シリング以上が没収されることになっている。

1830年法になると調査内容が従来よりもくわしくなり、それまでの事項に加えて、人口のうちの20歳以上の男子の数、そのうちの農業に従事する者、製造業に従事する者、小売商、手職人、卸売商、バンカー、資本家、知的職業従事者、芸術家、教師、事務員、鉱夫、漁師、その他の被雇用者、等の（その他にも細かい例示がある）職業別内訳、いずれの職業にも属さない20歳以上の男子の数、（女子も含む）奉公人の数、が調査の対象とされている。また聖職者が担当する事項についても埋葬者の年齢別、性別内訳、知り得る限りの非嫡出子の出生数（男女別を含む）、未届けの結婚、出生、死亡の数、等が従来 of 事項に加えられている（ペナルティーの額は従前と同様）。

さらに1840年法になると、登録庁長官、総括登録官、登録官、調査員という、1860年法について本文で説明しているのと同様の調査スタッフ体制が規定され、調査の詳細は登録庁長官の準備するForms and Instructionsに委ねつつ、調査事項については本文で（1830年法までは附則で調査事項を定めるという形式になっていた）、各

住宅の居住者のName, Sex, Age, Occupation, および居住者のうちの外国人数、現在居住している地区で生れた者の数、ひとが住んでいない住宅数、建築中で未だひとが住んでいない住宅数、ひとが住んでいない住宅数、等を挙げている(聖職者の調査に係る分は依然附則に掲げられているが、それは1830年法と同様である)。

ここに初めて姓名と年齢が調査事項になったわけであるが、1850年法も聖職者による調査がなくなったこと、調査の最高責任者として主要大臣の一人が指定されていること(したがってForms and Instructionsの準備も彼の担当とされている)、および現在居住している地区で生れた者の数の調査が省かれていることなどを除いては同様である。ただそれまでは調査員が各住宅を訪ねてこれまでに説明した調査事項を自ら調べるというやり方であったのが、このときから予め調査事項を記した調査票を配布して世帯主がそれに記入することとし、調査員がセンサス日以降それを各戸毎に集めて回るという方式になった。なお1850年法では世帯主がその際記入義務を怠れば5ポンド以下2ポンド以上が、また質問に対する回答の拒否や虚偽の回答については5ポンド以下20シリング以上、調査担当者の職務の故意の懈怠については5ポンド以下2ポンド以上が没収されることになっている。

この1850年法のタイトルはAn Act for taking account of the Population of Great Britainであるが、本文でものべているように1860年法ではAn Act for taking the Census of Englandという、初めてcensusという語を使ったタイトルに改められ、それとともに調査事項等の内容も次第に拡大されるようになっていくのである。

- (3) 地方行政庁法(The Local Government Board Act)とは、An Act for constituting a Local Government Board, and vesting therein certain functions of the Secretary of State and Privy Council concerning the Public Health and Local Government, together with the powers and duties of the Poor Law Boardというそのフルタイトルが示すように、それまで救貧法委員会、大臣、枢密院等に分散していた貧民救済、厚生、地方行政等に関する法の執行権を一つの政府機関に集中させることが望ましいとして、地方行政庁を新設するための法律である。

なお同庁は女(国)王によって任命される長官と、枢密院議長、国璽尚書、財務大臣等によって構成されるものとされているが、後者はex-officio membersであり、事実上は長官が単独で指揮をすることになっていた。

- (4) 1889年国家秘密保護法第2条では、公職にある者、またはあった者が合法的、非合法的とを問わず、国家の文書等を保持、コントロールし、あるいは国家情報を取得し、かつ不正に、あるいはその公の義務に反して、それらを国益や公益のためには伝達されるべきでないひとに伝達し、あるいは伝達しようとした場合は、公の信託違反の科で有罪とされ、伝達が外国に対する場合は重罪、その他の場合は軽罪となるとされている。
- (5) 議会の審議においては、このように保護の対象を狭めているのは真に必要な場合のみ制定法上の保護を与えるという、近年の国家秘密保護法の改正の背後にある原理に従ったものだと説明されている。Parliamentary Debates : Official Report, House of Lords, 15 November 1990; Vol.523, c.544.
- (6) このことについては、拙著・情報公開・地方オンブズマンの研究第2章を参照。
- (7) 参照、前掲書38-40、46-47、51-52頁等。
- (8) 宗教が調査事項に加えられた経緯については拙稿12頁を参照。
- (9) わが国の国勢調査の概要については、拙稿13-14、18-19、23頁等を参照。
- (10) この間の議論は、Parliamentary Debates : Official Report, House of Commons, 4 August 1920; Vol.132 (5th series), c.2579-2588や9 August 1920; Vol.133, c.95-123に記録されている。
- (11) 21年のセンサスについては、20年にセンサス日を21年4月28日とすることやその際の調査事項等について定めた枢密院令が作られたが、その後21年にそれを延期する旨の枢密院令が作られ、次いで21年6月19日にセンサスを行う旨の枢密院令、および規則が作られた。こうして21年センサスについては三つの枢密院令があるわけであるが、センサスの中心事項について定めているのは20年枢密院令なので、以下21年センサスについてはこの枢密院令のみを引用する。
- (12) 参照、拙稿21頁。

本稿は九州大学大学院経済学研究院濱砂敬郎教授を代表者とする、科学研究費補助金による共同研究「世界人口センサスの方法的展開と政府統計体系の変容にかんする国際比較研究」の参加メンバーとして、「統計レジスターの情報法的分析」を担当している筆者の研究成果の一部である。